

平成27年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成27年6月24日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより、平成27年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、事務局からご報告と資料確認させていただきます。

23日の午前中で皆さんのご都合が一番よろしいかといった状況が確認できましたので、23日10時から第3委員会室で、臨時日として第4回目の審議会を開催をさせていただければと思います。

今のところ、今日の案件12件ございますが、現在、7月までにかきたい案件が28件という状況でございまして、そのうち3件が、社会保障・税番号制度の案件でございます関係で、時間的に今日を含めて3日間は必要ということで、皆様をお願いをさせていただきました。どうぞ、お忙しいところとは思いますが、よろしくお願いいたします。

それから、資料のほうですが、前回、積残し8件ございまして、資料3から11まで、4番と7番が抜けて、資料3、資料5、資料6、資料8、資料9、資料10、資料11につきましては前回と変更ございません。

後から郵送させていただいた資料でございます。資料7の介護保険の関係でございますが、こちらにつきましては、内容に修正・変更がございまして、その部分を追加をした資料をお送りをさせていただいてございます。それから、今回、新たな案件としては資料12から資料15まで、資料12の運用状況のご報告、それから資料15が社会保障・税番号制度の導入に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加等、これは個人番号の追加をシステムでさせていただくといった案件でございます。ここまでが、本日、配付をさせていただいてございます。

資料7には、1番から5番までの附属資料が、それと資料15には、1番から4番までの附属資料がそれぞれ添付をさせていただいております。

本日、机上で配付をさせていただきました差しかえがございます。一つは、資料3の3、最初の案件の臨時福祉給付金ですが、前回かけられなかったということで、スケジュール表の差しかえ分として配付をさせていただいております。それから、運用状況のところで、最終的に皆様に資料をお送りした後に、高齢者医療担当課から、修正の目的外の状況について1件漏れがあったということで報告がございまして、大変申し訳ございませんが、資料12の運用状況、55ページと60ページ、それぞれ修正がございました関係で、差しかえ分を机上配付をさせていただいております。

ご説明させていただいた資料、おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からは以上でございます。

【会 長】 それでは、本日は事務局の都合で4時ちょうどに終了ということにしたいと思いたしますので、皆さん、どうぞ進行にご協力をいただきたいと思います。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

説明される方は資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足するようにお願いいたします。

まず、資料3、平成27年度新宿区臨時福祉給付金及び新宿区子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実施に係る本人外収集等についてであります。

それでは、ご説明をお願いいたします。どうぞ。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】 それでは、内容の説明をさせていただきます。

本件は、消費税率の5%から8%への引上げに伴う臨時的な措置である臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の2つの給付措置の実施に伴う個人情報の本人外収集、外部提供、目的外利用の諮問及び重要な個人情報の提供を行う委託についての報告でございます。

本事業は、昨年度1回限りの事業として、昨年3月に本審議会に諮問、報告し、承認いただいているところですが、消費税率の10%への引上げの1年半延期と合わせ、27年度も本事業を実施することとなったため、改めて諮問、報告するものでございます。

初めに、給付金の概要について説明させていただきます。時間の関係で、昨年度との比較で、特徴的な部分を中心に説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。まず、臨時福祉給付金です。対象者は記載のとおり、住民税（均等割）が課税されていない者、昨年と同じでございます。主な変更点は、支給額が1万円から6,000円に、前回、年金受給者等には5,000円が加算されましたが、今年度加算措置はございません。対象者は8万3,500人を見込んでおります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金です。特徴的な変更点は、給付対象者について、前回対象外であった臨時福祉給付金の対象者、生活保護の受給者が今回は対象となっております。支給金額は、前回対象児童1人につき1万円だったものが、今回は3,000円です。また、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が併給されることとなったため、27年度の対象者数は2万3,500人を見込んでおります。

スケジュールでございますが、臨時福祉給付金は8月下旬から、子育て世帯臨時特例給付金につきましては9月下旬から、対象となる方に申請案内を送付し、10月から原則、銀行振込み

により支給を開始します。受付けは2月末まで、3月末に支給業務終了を予定しています。詳しくは、給付金の制度につきましては資料3の2、スケジュールにつきましては、本日差しかえさせていただきました資料3の3をご参照ください。

次に、諮問・報告事項の主な変更点です。3ページをご覧ください。2つございます。

1つ目は、9ページ、視覚障害者情報の目的外利用についてです。前回、昨年度視覚障害者の方の申請書は、区政情報課で保有する点字広報、声の広報をお届けしている方について、点字テプラーを添付して送付いたしました。今回は、より丁寧、確実に申請案内をすべく、視覚障害者手帳1、2級をお持ちの方で、給付金の対象となる方全てに点字テプラーを添付するための目的外利用となります。

2つ目は、11ページ、重要な個人情報の提供を伴う委託業務の報告に関しまして、前回3社でございました再委託先が2社と変更となった点でございます。これは、昨年度再委託となった事務センターの管理運営が、今回は委託先において直接運営できることとなったための変更となったものでございます。

それでは、案件について説明させていただきます。

諮問案件は、4ページから9ページ記載の6件でございますが、4ページから7ページの4件は、対象となる方が住民登録地と異なる施設に入所しており、住所地に住んでいる保護者などでなく、対象者本人に直接給付金を給付するための全国規模での調整に係る手続に必要な個人情報の取扱いという点で共通しているため、まとめて説明いたします。

その中で、4ページから6ページの3つの諮問案件は、対象者が児童福祉施設に入所している者に係るものでございます。

4ページの本人外収集でございますが、例えば住民票が新宿にあって、ほかの自治体の施設に入所している場合ですと、その施設に入所措置しているほかの自治体から、施設が所在するところで給付金を給付するということが、その施設の情報が区に提供される場合などに発生いたします。このことによって、住民登録がある新宿区は給付金の支給対象から除外し、区内にお住まいの保護者などから本人の代理申請があっても支給しないこととなります。その後、5ページに記載しています外部提供により当該児童の新宿区での給付金の支給を止めた旨、入所措置をした自治体を通じ施設所在地の自治体に情報提供をいたします。

逆に、住民票がほかの自治体にあり、新宿区内にある児童福祉施設に入所している場合など、入所措置したほかの自治体から施設所在地である私ども新宿区で支給してくださいということで、入所児童の情報が提供されます。これが4ページの本人外収集に当たり、その後、児童本

人から新宿区が申請を受けまして、給付金が支給済みとなれば、5ページ記載の外部提供により、住所地の自治体に給付済みであるということを確認することになります。

6ページの目的外利用ですが、新宿区が他の自治体に所在する施設に、区に住所のある児童を入所措置している場合、区の子育て支援課、障害者福祉課の入所児童の情報を、給付金担当が目的外利用で把握しまして、新宿区での支給対象から除外するとともに、施設所在地の自治体に施設所在地で支給する旨連絡する際、発生するものでございます。

7ページ、4ページの諮問案件でございますが、このケースは、対象者が児童でなく、虐待などで施設に入所している障害者、高齢者の方で、この場合も住民登録地に住んでいる保護者でなく、施設に入所している本人に給付金を支給するために、障害者福祉課、高齢者福祉課が保有する障害者支援施設、老人福祉施設の入所者の情報を目的外利用するものになります。

以上が、4ページから7ページ、4件の諮問案件の概要になります。いずれも施設入所者本人に直接給付金を支給し、住所地で二重給付しないために必要な個人情報の本人外収集、外部提供、目的外利用となります。詳細は、各個表に記載のとおり、流れは資料3-5をご参照ください。

次に、8ページ、児童手当受給情報の目的外利用でございます。子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当受給者が対象者となります。そのため、その対象者宛てに本給付金の申請案内を送付するため、給付金担当において目的外利用させていただくものです。詳細は記載のとおりでございます。

次に、9ページの両給付事業に係る視覚障害者情報の目的外利用です。これは冒頭の概要でご説明したとおり、視覚障害者の方へ申請書を送付する際、封筒に点字テープを添付するための目的外利用でございます。詳細は記載のとおりでございます。

諮問案件につきましては、以上でございます。

報告案件でございますが、10ページになります。重要な個人情報の提供を伴う委託の報告でございます。

本事業は、2つの給付金に関し、短期間に10万件余の申請書を送付、受付けを行い、迅速かつ正確に給付金を支給する必要があることから、適切な個人情報保護対策のもと、その一部を委託するものでございます。冒頭、概要でご説明しましたとおり、前回と異なるところは、11ページ記載の再委託する事業者数が3社から2社へ変更したところのみでございます。

12ページ、別紙1記載のとおり、委託内容である申請書の印刷、発送、受付け、支給の状況を一括管理するために、必要な最小限度の個人情報について事業者が取り扱います。

また、17ページ、別紙4に記載のとおり、コールセンター業務の再委託先は、対象者住所、氏名、生年月日等本人確認に必要な住民基本情報のほか、申請した方からの現在の進捗状況の問合せ等の対応に必要な情報のみ取り扱い、昨年同様、個人の課税状況等の問合せは臨時福祉給付金等対策室で直接対応することになってございます。給付金の金融機関への振込みデータ作成を担当する事業者は、記載のとおり、振込みデータ作成に必要な3項目で、さらに口座情報は申請書を3分割し、別々に入力するために、パンチャーが口座を特定できないような個人情報対策となっております。

最後に、セキュリティーに関する補足でございますが、委託先、凸版印刷株式会社、再委託先、株式会社リョービシステム、株式会社ベルシステム24の3社いずれも、個人情報の適正な取扱いや機密保持に関する第三者機関の認証資格でございますプライバシーマーク、あとISMSという資格を保持してございます。

時間の関係で大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いをいたします。

【会長】 諮問事項、報告事項、多数にわたっておりますが、どの質問するにしろ、意見を述べるにしろ、どの項目か、どの諮問事項なのか報告事項なのか、できれば指摘していただきたい。そうでなければ、一応、質問していただいて、説明者のほうで問題を整理していただいて、これはどの諮問事項に係る質問としてお答えしますとか、そういうふうに整理していただきたいというふうに思います。

それでは、ご質問あるいはご意見ありましたら、どうぞ。

どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】 佐藤です。

ちょっと、なかなかわかりづらかったんですけども、二重に給付するのを防ぐという意味では必要な措置かなとは思ってますけれども、この4ページから6ページの児童本人ということなんですが、ただ施設に入所されている場合、さまざまいろんな事情があつて施設に入所されているわけですが、その場合もあくまでも本人の意思を確認して申請をするということになるんですか。あるいは、施設長が代理でやるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

【会長】 ご説明ください。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】 施設入所児童に関しましては、東京都のほうから給付金の案内について連絡がありまして、本人の意思等々を確認した上で施設長が代理申請をするといったことが大半の流れかというふうに認識してございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そういうご事情があれば、施設長が代理もやむを得ないのかなと思うんですが、やはりそこはしっかりした意思確認が必要なのかなというふうに思います。

それから、3ページ、この再委託先が2社から3社にふえたというのは、これはどういう理由なんですかね。

【会 長】どうぞ説明ください。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】逆でございまして、前年3社だったものが今回2社になったということで、その理由は、昨年度、事務センターという申請書を受け付けて開封して内容確認するといった作業場所が、今回につきましては元請でございませ事業者のほうで直接設置する場所が確保できたということで、減ったということになります。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】よろしゅうございますか。

【佐藤委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

鷺野委員。

【鷺野委員】9ページなんですけれども、視覚障害者の方に点字テブラーを添付するということなんです、この対象になる人を増やしたということは、前にもらえなかった方がいたりしたから、対象者を増やすことにしたんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】視覚障害者に係る方の申請が著しく悪いということでなくて、より丁寧にご案内できるだろうということで今回改めさせていただいたところで、具体的にもらえなかった人が多かったということではございません。

【会 長】ほかには。

山田委員。

【山田委員】山田でございます。

ちょうど総務課長とか区政情報課長がいらっしゃるので、全般的なことになりますが、再委託の問題についてはあくまでも限定的、制限的なものであるというようなことは、今回からずっとひとつ踏襲していただいて、今ご説明ありましたように、3社からできるものなら2社に減らしていく、この姿勢は私は評価したいと思っております。そういう姿勢は、あくまでも例外的、限定的な理由で、再委託についてはひとつ大いに留意して、これから全般的にやっ

ただければ大変ありがたいと思っています。

それで、もう一つは、ちょっと会長、細かいことになるんですが、この再委託の問題についてはやっぱり相当丁寧に説明しなきゃいけないと思ひまして、ここで私一括して、あとは4時の閉会に協力したいと思っておりますが、例えば17ページの情報項目の、1番の株式会社ベルシステム24と、それから2番のリョービシステムサービスがありますよね。この委託先がやっぱり再委託ですから限定的でやらないと、1番のところの給付状況については、2番の会社と同じく振込口座名義と口座とか振込先になっていますので、これだけ見ますとこの1社でもできるんじゃないかと、いわゆるそういうこともちょっと考えられますので、やはりコールセンターの案内業務とこれがこちらであって、2番の会社については入力であるというのは、ちょっと何か括弧でもして、そういう注釈を加えていたほうがより説明としては限定的になるんじゃないかと、この辺はこれから始まります再委託については、特に全庁的なひとつ留意をしていただければと。ここで発言して、私は終わります。

以上でございます。

【会長】再委託先が2つある趣旨はどういう意味ですか、何で2つあるんですか。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】再委託先につきまして2つということですが、個人情報に係る部分で2つなのですが、これは昨年度、プロポーザル方式の委託業者の選定の際……

【会長】どういう業務の分担が違うかというだけ、ご説明いただければ。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】コールセンターはまさに電話応答、電話問合せを集中的に管理をするベルシステムという、1の株式会社ベルシステムは、コールセンター業務ということになります。

【会長】それで、もう一つのほうは。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】リョービシステムは、金融機関への口座振込みデータをパンチ入力でデータ作成をする、その業務のみでございます。

【会長】それは外部とは関係ないんですね。1のほうはコールセンターだから、誰かの電話の問合せに対応する……

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】そういうことになります。

【会長】2のほうは内部的な処理で、外部の人との連絡はない。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】ございません。

【会長】質問かご意見ございますでしょうか。

林委員。

【林委員】13ページなんですけれども、要するにここに特記事項とあるんですけれども、いきなり特記だけが別紙で張られているんですけれども、ちょっとわからないのは、これ基本契約書がないものだからわからないんですが、ここの特記事項のところ、「乙は」で始まっているんですけれども、ここの9番に、一切第三者に委託してはならないと、ましてや再委託なんかだめだよということがはっきり再委託の禁止になっているんですけれども、ここで言う乙とか甲は、誰がどういう形で承諾をするんでしょうか。これ、いきなり特記事項、乙とか丙とか、これ後もずっと何回も読んでみたんですけども、恐らくどこにも甲とかあれがなくて、そういうこと。

【会 長】わかりました。ご説明ください。はい、どうぞ。

【総務部臨時福祉給付金等担当副参事】こちらの甲、乙でございますが、甲が新宿区になります。乙が受託事業者である株式会社凸版印刷になります。再委託の禁止については、甲の承諾があるときはこの限りではないということで、新宿区が甲でございますので、新宿区が承諾するときは再委託ができるという内容でございます。

【会 長】林委員。

【林委員】特記事項であれば、その説明を受ける前に括弧して最初に、どんな法律書を読んでも、括弧して最初に「以下何々とする」というような形で説明があるんですけれども、これはいきなり特記事項だから、いきなり乙で始まっちゃうんですかね。これだと何だかわからない。

【会 長】いや、これは契約書があるわけでしょう。契約書の頭に甲は誰それをいうと……。これは特記事項、別紙ですから。

林委員。

【林委員】基本契約がどうなっているかもある程度ここないと、審議としては漏れた形にはなると思います。いきなり、ということです。基本契約書がなくて話ししたって、論じても余り意味がないと。

【会 長】一応ここは個人情報に関することだけなので。

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、一つずつやってもしょうがないので、諮問事項については承認、それから報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】そういうことで、全て一括承認いたします。ご苦労さまです。

それでは、次に、資料5、初夏の大商業まつり事業の委託についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【産業振興課長】産業振興課長でございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。2件ございますけれども、資料5のほうから先に説明させていただきます。初夏の大商業まつりの業務委託でございます。こちら、個人情報の収集を伴う委託ということで、ご報告をさせていただきます。

初めに、2ページでございます。事業の概要をご説明させていただきます。事業の目的ですけれども、消費喚起策のために国の交付金を活用しまして、こういった事業をするということでございます。

⑦を先にご覧いただけますでしょうか。事業内容の⑦のところ、抽選券の配布ということで、初夏の大商業まつりの期間中、各参加商店で買物やサービスの利用をした買物客に対して、300円ごとに抽選券を1枚配布するというものでございます。この抽選券による当選金額は、上記の基本事項の下のところに書いてあるものとおりでございます。

こちらの流れにつきましては、資料5-1をご覧くださいますと、絵にしてあるものがございますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

また、事業の概要にお戻りいただきまして、事業内容の11番のところ、アンケート調査ということで、今回は国の交付金を活用しておりますので、効果測定のためにアンケート調査を行うものでございます。

別紙をご覧くださいますと、今回の委託先でございますけれども、新宿区の商店会連合会、こちらに委託をしております。委託理由のところがございますように、区内の商店会及び商店街振興組合に加入している各商店会に対して、同団体に業務を委託することが効果的であるということで、委託をするものでございます。

委託に伴って事業者処理させる情報項目は、まず一つは、特等の1万円相当の当たり券でございますけれども、こちらの当たり券にはその送付先の住所、電話番号、お名前を書いた上で請求をしていただくというような形になってございます。それから、2点目には、アンケートでございますが、基本は無記名のアンケートになります。これは5-2のところに添付させていただいております。こちらの5-2の一番下のところ、住所、氏名を書く欄がございますけれども、こちらは、回答をいただいた中で抽選で図書カードをお配りするということで、当選した方には、それが希望される方は住所とお名前を書いてくださいというものでございます。基本は無記名でございます。こちらについての情報収集を行うものでございます。

それから、委託の期間ですが、こちらは既に6月1日から事業が始まっておりまして、今月

いっぱいまで事業をしているところでございます。

これは再委託がございまして。裏面4ページをご覧くださいますと、アンケートの部分ですが、再委託先といたしまして株式会社アストジェイ、こちらのほうにアンケートの回答者の氏名、住所、回答内容を集計させて、またウェブ上でのアンケート回収というのも行いますので、そちらの作業をこちらの業者が行うものでございます。こちら、6月1日からアンケートの集計が終わる9月30日までを再委託の期間としております。

それから、委託に当たり区が行う情報保護対策といたしましては、商店会連合会との契約書特記事項、別紙1を添付しております。再委託先との契約書には特記事項、別紙2を付すというところでやっております。それから、契約の終了後は、保有した個人情報破棄させて、破棄の事実を確認をしております。それから、区職員が必要に応じて監査という形で立入調査を実施するというところでやっております。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、ここに記載のとおり、それから電子媒体等の情報につきましては、パスワードをつけて情報を保管するというところで委託をするものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、初夏の大商業まつりのご説明を終わります。

【会 長】 それでは、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

佐藤委員。

【佐藤委員】 ほかのところにも共通してあるので、ちょっと1点だけお聞きします。4ページの、区の職員が必要に応じて立入調査を実施するというのは、どんな感じで立入調査というの行われるんですか。

【産業振興課長】 個人情報の保管場所等、金庫なり施錠できるところに保管しているか、保管場所については確認をさせていただいているところです。

【佐藤委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご意見ございませんでしょうか。

井下田委員。

【井下田委員】 昨日も特別委員会が行われまして、そこで報告があったんですけども、アンケートして、図書カードが配られるというのは、昨日、委員会とかで報告ってありましたか。僕が聞き漏らしていたのかもしれないんですけども。

【会 長】 どうぞ、説明してください。

【産業振興課長】 委員会の中では図書カードの件については触れておりません。

【会 長】 井下田委員。

【井下田委員】というのは、今日のこれを経て、例えばまた今度の特別委員会でこういったことをやったという報告はあるんですか。それとも、なぜ委員会でこの図書カードのことが触れられなかった、報告として、案件としてなかったのか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】新宿区商店会連合会に委託をしております、区商連の中でそのアンケート回収のためにこういった形での事業を実施しているという形になっております。区から特にこういうことをやってくれと指示をしているわけではないです。

【井下田委員】わかりました。

【会 長】こういった事業は、今後も継続して行うのですか。

【産業振興課長】実施年度は変わりますが、今後も同様の業務委託、再委託を継続して行う想定はございます。

【会 長】分かりました。ほかにご質問、ご意見はございますか。

ないようでしたら、これは報告事項だということで、了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は、了承ということで終了いたします。

次に、資料6、地域飲食応援事業の委託についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【産業振興課長】産業振興課長でございます。

資料6をご覧くださいと思います。地域飲食応援事業の委託について、これもご報告でございます。

事業の概要でございますけれども、こちら国も国の交付金を活用して消費喚起を図っていくということでございます。基本事項のところをご覧くださいと思います。1枚当たり額面500円の飲食券を400円で販売する、30万枚販売していく予定になっております。こちらにつきましては、区内で使用可能な飲食店を募りまして、そちらはステッカーを張っていただく。委託先のサイトを活用して、インターネットから飲食券を販売していく。又は、現金での販売も同時に行う形です。購入者については、制限を設けておりません。飲食券の使用可能時期ですけれども、販売開始を7月21日からとさせていただきます。それから6カ月ということで、28年1月20日までの期間を有効期間とさせていただきます。こちら、効果測定のためのアンケート調査を行うものでございます。

3 ページをご覧くださいと思います。公募型プロポーザルによって委託業者を選定しておりまして、株式会社リクルートライフスタイル、こちらもプライバシーマークを取得済みの業者でございます。こちらに委託をして行うものでございます。

委託先に収集させる項目といたしましては、まず割引飲食券の購入者に関しましては、ウェブ上で購入をしますのです、こちらはポンパレというサイトの中で、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、それからクレジットカードの情報を、個人がご自身の意思で登録をして購入をする必要がございます。こういった情報、それから本事業に賛同する飲食店の情報、こちらを委託先のほうで収集をするというものでございます。もう一つは、やはりアンケートをご回答いただくために、メールアドレスと回答内容というようなものも同時に収集をするということになります。処理させる情報項目の記録媒体としては、紙及び電磁的媒体ということになります。

委託理由でございますけれども、割引飲食券の販売業務及び事業実施の効果測定を行うため、飲食券の発行事業、換金業務のノウハウを持ち、飲食店の参加取りまとめ及び審査機能を有している専門業者に委託することにより、事業を効率的に行うためでございます。

委託の内容でございます。こちらはご覧のとおりでございます、委託につきましては、飲食券の企画、発行から販売、それから参加店の募集等もこちらの中でやっております。

それから、最後、7番のところでの対消費者、対飲食店に向けたアンケートということで、効果測定を行うものでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしましては、先ほどと同様に、委託先との契約書には特記事項、それから再委託がございますので、再委託先には別紙2の特記事項2を付しております。それから、契約の終了後は、保有した個人情報破棄させて、破棄の事実を確認をする。4番は、職員が必要に応じて立入調査を実施するというものでございます。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定すること、それから提供された情報は施錠できる金庫に保管する、電磁的媒体についてはIDパスワードを設定しアクセスログを管理する、契約の終了後は保有した個人情報は破棄するというものでございます。

それから、4ページ目をご覧くださいますと、こちらは再委託の内容でございます。再委託先としましては株式会社インテリジェントターミナル総合研究所、こちらもプライバシーマークを取得済みの事業者でございます。こちらの再委託の内容ですけれども、実際にリクルートのポンパレサイトを、ウェブ上で参加店の公開を行っていくんですけれども、こちらはそのウ

ウェブ上での参加店のほうを担当しております。ですから、店名、会社名、それから代表者名、担当者名、住所、電話番号、振込先口座情報等を取得して、ウェブ上での公開をしていくということでございます。それと共同で事務局を担っていくということで、お問合せ等には一緒に、同じところで事業をするというものでございます。

再委託の内容ですけれども、本事業に参加する意思を区内飲食店から確認するための事業参画申込書を配布したり、それから事業参加店舗には申込書に必要事項を記入してもらいます。それから、3番目は、申込書の記載内容について、反社会的な組織との関係の有無を審査するというのは、こちらのリクルートライフスタイルのほうの基準でございまして、そういったところが参加店としないような工夫をしているところでございます。

この事業の開始時期でございますけれども、委託自体は27年5月12日から28年3月31日まででございます。実際の販売は7月21日から行う予定でございます。実際にお使いになれるのは来年の1月20日までというような期間でございます。

こちらでも再委託で委託に当たり区が行う情報保護対策、それから受託事業者に行わせる情報保護対策というのは、委託先と同様に、厳重に取扱いをさせるというものでございます。

ご参考までに資料6-1に、その地域飲食応援事業の委託事業者と区の関係の流れを絵にしたものを添付してございますので、参考にさせていただければと思います。

以上、雑駁ですけれども、地域飲食応援事業のご説明を終わります。

【会長】この割引券を購入する人なんですけれども、購入するためには、購入者はメールアドレスとクレジットカード情報というのを提供しないとこの割引券は購入できないということになっているんでしょうか。もしそうだとすれば、その理由は何でしょうか。

お願いします。

【産業振興課長】ポンパレというサイト、これが割引券を購入するサイトなんですけれども、こちらで購入をする場合はクレジット決済というのが伴いますので、メールアドレスとクレジットカード情報というのを登録する必要がございます。それと同時に、現金販売というふうに先ほど申し上げましたけれども、区の施設で7月25日から4カ所で現金販売を行っていく予定でございます。クレジットカードをお持ちでない方はそちらでご購入いただくことになります。

【会長】はい、わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

三雲委員。

【三雲委員】三雲でございます。

このポンパレというサイトを通して購入する場合は、まず委託先システムに会員登録をします。そこで、氏名と性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード情報を提供すると。その後、受託事業者は契約の終了後、保有した個人情報は破棄するというふうになってはいますが、ポンパレとしては会員登録した際に取得した情報は破棄するのでしょうか、それとも会員のままにするのであれば保有し続ける、どちらなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】ポンパレサイトに会員登録をするというのは、個々人の意思でされるようになると思います。ですから、会員登録した情報を脱会するかどうかは全く個々人のご意思ということになります。それ以外の、例えばアンケートですとか、そういった情報については破棄をさせるということで考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、会員登録する際に、どこまでの情報をその購入者はポンパレに提供するのかということは確認されていますか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】こちらに書かれている情報を提供して登録をされるということなんですけれども、我々ネットで物を購入するときは、大体こういった情報を登録して購入をするということになっていますので、そのところは区が取得する個人情報に当たるか、個人の意思で登録をされるかという、そういった判断になろうかと思えますけれども、私どもでは個人の意思で登録をして購入していただくというふうに考えているところです。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、ここでは情報収集を区が委託するんですか、これは。それとも、このシステムを通じて購入しようとする、必然的にポンパレにこれらの情報を登録しなければならないわけなので、なおかつそれは自分でポンパレから退会しない限り、ここに破棄すると書かれているにもかかわらず、保有され続けることになるわけですね。それは、区からこのポンパレの事業者へ委託している情報収集なのか、あるいは区は情報収集を委託していない、どちらなのでしょう、ちょっと整理がよくわからないものですから。

【会 長】もう一つ、このポンパレというところのサイトは、いつからいつまでやっているのか、終了時があるかどうかですね。

ご説明ください。

【産業振興課長】すみません。まず1点目、ポンパレというサイトにつきましては、これリクルートライフスタイルがずっと持っているサイトでございます。ただ、私どもの特設のページと申しますか、地域飲食応援事業のページというものは別に立ち上げる予定でございます。ただ、サイトとしては一つのサイトでございます。

それから、2点目の個人情報の収集を委託しているかどうかということでは、委託としては販売業務を委託しておりまして、このリクルートライフスタイルの事業者がやる販売方法の中で、個人情報を取得する必要があるということで、こちらでご報告をさせていただいているということでございます。そこには、やはり個人情報を取得する際の委託事業者が、登録者に対して個人情報の同意ですね、同意書というのを必ずオーケーをした上で登録が完了するような形になっておりますので、そういった意味では、もちろんそのサイトを通じて購入するかどうかというのは自由でございます。そのために、我々は現金販売の部分もご用意させていただくということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】結局、そのポンパレを通じて買う方については、この最後に保有した個人情報は破棄すると書かれているにもかかわらず、自分の意思で退会しない限り保有され続けるという、こういう理解でよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】それはその趣旨を徹底しないと、ポンパレに個人情報が残るわけでしょう。もしそういうことで手続が要るんなら、提供した、購入した人にその趣旨を徹底しないと、知らない間ずっと利用される可能性のある情報として残るんじゃないでしょうか。

【産業振興課長】ここのところで、個人情報のポンパレサイトの中での個人情報、いわゆる企業としての個人情報の取得の同意という形をとっておりますので、区が要は委託事業の中で、この個人情報を取得しなさいよということではないものですから、私どもが考えている個人情報の取得について破棄させる部分とちょっと変わってくるかなと。私どもから手が離れたところで、ご本人との契約の中でやる情報ということになるのかなと思います。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】スマホでポンパレって見ているんですけども、これは何かの安売りとか、何か全国で随分これを利用して、そういう業者さんがやっているサイトみたいですね。そうすると、これが終わったときにどうなるかというのが、こんな大きいサイトに入ってしまったら大丈

夫かしらと思いますよね、今、開いているんですけれども。

【会 長】この割引券だけ購入しようと思って申し込んだ人が、ほかの全部の、このポンパレが開いている店舗、対象店舗の全部、会員登録されてしまうということであれば、それは趣旨徹底しないと、私は、独立の名簿ができると思ったんですよ、購入者の。だから、破棄といったら、ああ、それを消すんだなと思ったんですけれども、これだと消えないじゃないですか。消えると書いてあるけれども、説明は。消えないという問題が起こってきますよね。どういうふうに理解していますか。

【産業振興課長】実際に、今ネット上でこういった形で販売を委託する際に、購入者とそれから販売事業者との間の契約というのが介在し、その中で個人情報の取得についての同意があって、初めてそこで購入するという契約が成立するというものでございます。私どもが考えておりますのは、そういったところに同意できない方、あるいはインターネット環境がない方、クレジットカードをお持ちでない方、この方については現金販売という形で販売をしますけれども、それはお一人お一人の個人情報を取得するわけではなくて、ただ販売をしていくという形をとらせていただいています。

【会 長】個人情報を破棄するって書いてあるけれども、破棄しないじゃないですかと、ストレートに聞いているわけですよ。再委託先でしょう、そこは。委託しているんでしょう。再委託している先が個人情報を消すから破棄されると、こう書いてあるはずなんで、破棄されないじゃないですかということ、多分、皆さん同じことを聞いていると思います。破棄されないならされないで、それを徹底しないと、購入者に。そうでなかったら破棄しないといけないんじゃないですか、これは、言葉上、この説明だけ読めばね。私はそう理解したんですよ。

これだけ独立のファイルか、今のポンパレというのを聞いてからは、ポンパレの中に一つの窓口ができて、その窓口を設定して、この事業が終わったらその窓口は閉じるんだと思ったんですね。じゃ、聞いているとそうでもないというんだから、個人情報は消えないじゃないですか、これ。

説明を受けます。どうぞ。

【産業振興課長】事業者のほうにそういったような形で指示をして、我々もこの地域飲食券に係る情報については処分をさせるという方向で、ちょっとこれから事業者とやってみたいと思います。

【会 長】又は、購入者の方に、これは消えませんよということ、これは一般的な購入方法ですよということを徹底して、誤解のないように。

【産業振興課長】 そうしましたら、会員登録の際に、そういった警告のアラートを事前に出るように、そういった工夫もしたいと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

【会 長】 両方考えてみていただいて、特別な枠ができて、それが事業終了後に消せるならそれがベストだと思いますけれども、それがいかないんだったら、購入者に趣旨を徹底するように、誤解がないようにしてください。

ここでは、大体いつもチェックされるのは生年月日なんですよ。生年月日、要るんですかという質問、きょうは出ていませんけれども、今みたいな話を聞くと、これはちょっと相当警戒しないと個人情報、普通ですけれども、それは、氏名、性別、生年月日なんて、住所、電話番号って、普通ですけれども、だけど、ここでは生年月日を皆さん拒否していますので、これ何で生年月日要るんですか、ほかのものに利用される可能性がある、もうちょっとチェックしていただかないといけないかなというふうに思います。

事務局。

【区政情報課長】 担当課長から今ご説明がありましたとおり、基本的に登録時に説明、もちろんしていただくようなアラートも出すんですけれども、契約上、基本的には消すと、特定のページから入るようになっているということですので、恐らく技術的には可能かというふうに思いますから、消す方向で、またどうしても残したいという同意が本人があれば、そこを残すといったことも含めて、業者と調整して、次回、結果を私のほうからご報告をさせていただくということで、よろしければ。

【会 長】 大体よろしいかなと。報告していただくということで、ご検討いただいて、ご報告いただくということで、よろしゅうございますか。

林委員。

【林委員】 個人情報と個人データベースと特定保有情報、どういうもの、どういうふうにかかるのかという形は、具体的に。それから方法論としては、匿名方法論という個人情報というのがありますから、それには一番心配するところの名前を消すとか、あるいは生年月日を消して送るというような形。

【会 長】 どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】 この4ページ、再委託先の件なんですけど、ポンパレにも再委託先の会社も参加して、さっき問題になったこの個人情報というのは、この再委託先の会社も共有化するということなんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】チケット購入サイトのほうの個人情報については、こちらの会社は関与しません。店舗の情報を掲載するところのお手伝いをさせていただくと。

【佐藤委員】全く切り離されてやっているということね。情報を共有化しているというんじゃないで、全く切り離してやっているんですね。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】情報は切り離されているということです。

【佐藤委員】わかりました。いいです。

【会 長】情報を切り離されているという、このポンパレのほうには購入者の個人情報は流れていかないという説明を今されましたか。

【産業振興課長】ポンパレ自体はリクルートライフスタイルのサイトでございます、こちらのインテリジェントターミナルのほうでは、店舗の情報についてのつくり込みを事務局として一緒につくっていくというお手伝いをさせていただくということでございますから、個人のデータ、購入者のデータについて触れることはないということでございます。

【会 長】そうですか。店舗の情報だけですか。店舗の情報というのは新宿区のことですよ、この場合。そうですね。割引券を売っているのは新宿区でしょう。

【産業振興課長】利用できる店舗の情報をサイト上に載せていきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】最初に、確認なんですけれども、要するにこれ、収集される情報って二通りあって、一つは購入しようとする人たちの情報で、それはポンパレに登録してもらって、それはもう向こうのリクルートのほうが保有しちゃうと。もう一つのほうは、本事業に賛同する飲食店の情報で、これは今回の企画限りの情報であって、リクルートライフスタイルはこの企画に関して保有するけれども、最終的には破棄するというコントロールが効くようになっていると。コントロールが効かないところは会員登録した部分であって、それは、今のシステム上は脱会するということが本人が、購入者が明示しない限りできないということですよ。そういう理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】先ほど区長室長が整理していただいたように、今回の要はファイルサーバー上、別に持てるかどうかというところも業者と検討しまして、その後は、またご報告をさせていただくということでさせていただきたいと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】要するに、2番目の飲食店に関する情報はちゃんと削除してもらえるとということ
でよろしいわけですね。

【会 長】それも含めて、購入者情報と飲食店の情報と分けて整理していただいて、次回報
告ということをお願いしたいと思います。

林委員。

【林委員】会長が言われている個人情報というのは、何を、丸投げですか、それとも個人デー
タベースのことを言っているのか、何を言われているんですか、生年月日以外にも住所だとか、
氏名、性別だとか、勤務先だとか、個人情報なんて果てしなくあるわけですよ。

【会 長】わかりました。ご説明ください。本件で個人情報というのはどこを問題にして、
意識しておられますか。

【産業振興課長】資料の3ページのところに記入しております割引飲食券の購入者に関しまし
ては、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード
ド……

【会 長】大体わかります、読まないでも。ここの項目のことを言っていますよね。
どうぞ、林委員。

【林委員】一番大事なところ、氏名、性別、生年月日とかいう個人情報、これを提供しよう
ということだと思うんですが、この項目は、何でこんなに必要なのか。誰がどういう形でこれだ
け必要なんですか。

【会 長】これも全部、さっきもちよっと指摘しましたように、生年月日、ちよっと項目も
見直していただいて、絶対必要なものだけにして、そういう反論が出てもいいような状況にし
て、ご説明いただけますか。ぜひ、整理しておいて。

次回提案者に来ていただいて、きょうは留保、継続ということにさせてください。

それでは、次、資料7、介護保険システム（ホストシステム）の変更に係る情報項目の追加
についてであります。

それでは、ご説明をお願いします。

【介護保険課長】介護保険課長です。よろしくお願ひいたします。

資料7に基づきまして、説明をさせていただきます。2件ございまして、諮問といたしまし
て、電子計算機による個人情報の処理変更、報告といたしまして、業務委託がございまして、

裏面をお願いいたします。事業の概要でございまして、まず目的といたしましては、全国一
律の介護保険法の改正による制度改正に伴い対応するというものでございまして、対象者といた

しましては、65歳以上の第1号被保険者の方でございます。

今回、概要ということで、資料をつけさせていただいておりますが、恐れ入ります、資料7-1をご覧くださいませでしょうか。横の資料でございます。

こちらが、現在、一律1割お願いしております利用者負担の割合の見直しについてのものがございます、27年8月から施行する予定でございますが、対象者を、下のグラフ、棒が入っているところがございますが、第1号被保険者、65歳以上の方のうち、ご本人の合計所得金額が160万円以上の場合が2割になるというものでございますが、1つ矢印を下がっていただきますと、同一世帯の第1号被保険者の年金の収入とその他の合計所得金額が、お一人であれば280万円、お二人以上であれば346万円未満は1割負担になるという制度の見直しでございます。

事業概要にお戻りいただきまして、それが1の(1)の①でございます。

それから、②でございますが、高額介護サービス費の最上位段階の見直しということでございまして、恐れ入ります、また資料7-2をご覧ください。

こちらと同じく27年8月からの改正でございますが、現在、高額介護サービス費というのは、一番高いところが右側の表の2段目の一般と書いてございます、3万7,200円になってございます。こちらを8月1日以降は、太字でございますが、現役並み所得相当という方を4万4,400円に引き上げるというものでございます。その対象でございますが、左側の丸の2番目の黒ポチ1番目、課税所得が145万円以上の方というものでございます。ただし書きがございまして、その方でも同一世帯内の第1号被保険者の収入がお一人ですと383万円、お二人以上ですと520万円未満の場合は、右側の表の2段目に戻すと、3万7,200円になるという制度改正でございます。

恐れ入ります、事業概要にお戻りいただきまして、1の(2)、それにより、どういった事務処理変更追加かということでございますが、(2)の①が、2割負担と1割負担の方がいらっしゃるということでございますが、負担割合証というものを全被保険者に対し交付するというものでございます。また、受給資格証明書、こちら転入・転出の際に要介護認定が継続するという証明書でございますが、ここにも利用割合を明記するという変更がございます。

(2)の②です。先ほど申しあげました3万7,200円に戻る方を判定するために、収入ベースで行うということでございますので、下段3行目ですが、該当する可能性のある被保険者の方に、基準収入額適用申請書、要は収入をご申告いただくものを発送いたします業務、またその申請に基づいて、3万7,200円という段階に設定する判定業務という業務が追加となります。

次のページ、お願いいたします。対象者数でございますが、負担割合証を交付する対象者数

は1万2,703人、以下、対象者数、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、記録される情報項目でございますが、さらに後ろの別紙1の下線の部分が、今回登録されるものということでございまして、1番目の負担割合の判定のところにつきましては、申請日、交付日、交付事由、1割、2割等がございます。黒い丸2番目、受給資格証明書出力画面には1割または2割。3番目の対象者の抽出機能及び基準収入額等申請画面に保有する情報項目といたしましては、下から3行目の基準収入額、対象年度等という形でございます。

また、お戻りいただきまして、4ページでございます。下から2番目、開発等を委託する場合における個人情報保護ということで、委託事業者には一切個人情報に触れさせない、また情報セキュリティポリシーを遵守をさせます。開発時期ですが、ご承認いただきましたら速やかに着手、27年7月に稼働させたいと思っております。

もう1件、報告のほうでございますが、6ページをご覧ください。先ほど申し上げました2割の負担割合証をお送りする際の封入封緘業務の委託でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目といたしましては、郵便番号、住所、氏名、被保険者番号等がございます。記録媒体は紙でございまして、委託の内容といたしましては、負担割合証とお知らせをセットいたしまして、封入封緘、そして区に納品をしていただく。開始時期は7月3日から7日で、発送が8日を予定してございます。契約に当たりましては、別紙の特記事項、別紙2をつける。また、区職員が必要に応じて立入調査を実施できるようにする。また、一番下の受託事業者に行わせる保護対策といたしましては、2といたしまして、日々業務が終了いたしましたら、金庫、キャビネットに必ず施錠の上入れるというような厳重な保管。また、5番目といたしましては、負担割合証は非常に大切なものでございますので、私どもと事業者の受渡しについては、手渡しにより確実にを行うというものでございます。

以上でございます。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

伊藤委員。

【伊藤委員】このデータというのが、多分いっぱい管理していると思うんですけども、業者に委託していると思うんですけども、そもそも物理的なコンピューターというのはどこに置かれているんですか。

【介護保険課長】件名にございますホストシステムということで、区の8階の情報政策課、いわゆる区のホストシステムということでございます。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 介護保険制度の改正に伴って負担が増えたこと自体は、私自身疑問なんですけれども、きょうはそれを議論する場じゃないんで、まず1点目は、この収入額の申請を行うということなんです、そうすると、この基準収入額適用申請書というのは、この方たちに収入の申告をしてもらうということなんです。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 おっしゃるとおりでございます。

【会 長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 そうやって集まった個人の収入を介護保険課のほうで管理をして、そこから収入認定をした人に対して、ここで言うところのいわゆる減額措置がとられるということになる。その場合の情報管理というのはどのようにされるんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 別紙1の情報項目にございますけれども、下段のほうの3番目の対象者の情報項目ということで、下線の部分がございますが、基準収入額、対象年度、判定日、発行日、申請日、事由、処理状態区分、決定日、適用期間、判定結果等につきましてホストコンピューターのほうで持つということになります。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 判定結果は、適用、不適用と全員にそういうふうにお知らせが行くわけですね。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 こちらにつきましては、お知らせと申しますか、月額高額介護サービス費が幾らかという決定をもって対応させていただくというものでございますので、収入のご申請をいただいた方々につきましては、4万4,400円か3万7,200円、いずれかということで決定の通知をさせていただきます。

【佐藤委員】 わかりました。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは諮問事項と報告事項と2つございますのですが、諮問事項については承認、報告事項については了承ということですのでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、本件はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料8、新宿スポーツ環境推進プロジェクト事業の委託についてであります。

それでは、ご説明ください。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長です。よろしく願いいたします。

資料8でございますが、まず1枚おめくりいただきまして、事業の概要からお話をさせていただきます。

事業名は記載のとおりでございます。担当課は生涯学習コミュニティ課です。目的でございますけれども、トップアスリート・指導者によるスポーツイベント、セミナー等を開催いたしまして、スポーツ体験の機会を提供することで、子どもたちの持つ可能性を伸ばすことを目的としたものでございます。対象者につきましては、新宿区内の小中学生及びその保護者というものでございます。

事業内容でございますけれども、本事業につきましては、新宿区の協働事業提案制度、昨年度採択された事業でございます。子どもがスポーツを楽しめる場や機会の創出をテーマにして提案された事業というものでございます。この事業を実施するために、区と連携しながら、下記の内容について委託をするというものでございます。

1番目としまして、事業の概要でございます。複数のプロフェッショナルなアスリート、もしくは指導者によるスポーツ体験教室の開催及び地域のスポーツ団体のイベントの支援というものでございます。業務委託内容でございますが、参加者が楽しく多種目のスポーツを体験することを目的といたしまして、実技指導やゲーム等を取り入れた企画の計画及び実施ということで、回数ですけれども、新宿区内の施設を利用しまして、年12日ということで毎月1回行いたいというものでございます。それぞれ100名程度の募集定員を想定をしているところでございます。

その次のページでございます。委託についてでございます。保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。委託先ですけれども、一般社団法人の地域推進スポーツクラブCriacaoというところになります。今回、委託業者に処理させる情報項目でございますけれども、イベント参加者の住所、氏名、電話番号、年齢、あと学年というものでございます。記録媒体につきましては、紙及び電子的媒体というものです。

委託理由につきましては、協働事業提案制度に採択された団体を委託先とした事業でございます。事業の実施に当たりましては、行政の各種スポーツ団体・区民等による連携・協力が

不可欠ということもございまして、この団体につきましては、構成員の中に新宿のスポーツ推進委員が数名いること、また各種のトップアスリート・指導者との連携実績もあることから委託先として指定したものというものでございます。

委託の内容につきましては、先ほど、前のページの事業の概要と同じですので、省略をさせていただきますまして、委託の開始時期及び期限につきましては、27年4月1日から28年3月31日までということでございますが、協働事業提案制度でございますので、一応3年間ということもありまして、事業評価により来年度以降も継続するということもございます。委託先に個人情報を取り扱わせるのは、27年6月15日というふうに記載されていますけれども、今回、このご報告をさせていただきますまして了承を得た段階からということで、7月4日から訂正をさせていただきますと思います。

また、委託に当たり、区が行う情報保護対策でございますけれども、別紙の特記事項を付すということと、個人情報の保護確認シートを作成いたしまして、情報の取扱いが適正に行われているかを定期的に確認するというものでございます。また、必要に応じまして職員が立入調査を行って確認を行うということと、契約の終了後につきましては、保有した個人情報は区に返還させるということで考えてございます。電子媒体については消去させるということで考えているものでございます。情報保護対策でございますけれども、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定するというものと、提供された情報は施錠できる金庫に保管するというものでございます。

報告は以上でございます。

【会長】これは、その次の特記事項の9を見ると、再委託の禁止で例外がないようですから、厳格にやっておられるようで結構でございますということで、質問かご意見ございましたら、どうぞ。

佐藤委員。

【佐藤委員】この3ページの、契約終了後、保有した個人情報は区に返還させるとなっているんですが、これまで委託した先では個人情報は破棄させ、破棄の事実を確認するとなっているんですが、これは返還させるというのは何か理由があるんですか、破棄ではなくて。

【会長】ご説明ください。

【生涯学習コミュニティ課長】破棄させるということも検討はしたんですけれども、その後、特に紙媒体につきましては、きちんと処分するかしないかという確認をするよりも回収したほうが間違いがないだろうということで、返還させるというふうにさせていただいたものです。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それは、100名程度ということなので、それほど数が多くないからという、そういう理由なんですか。

【会 長】ご説明ください。

【生涯学習コミュニティ課長】100名程度ということですので、その数について多いか少ないかというのは分かれるところはあるかと思えますけれども、要するに1枚の紙で数名、当然記録ができると思えますので、枚数的にはそんな枚数にはならないというふうに考えているところでございます。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

林委員。

【林委員】教えていただきたいのは、3ページに、個人情報保護確認シートを作成し、個人情報の取扱いが適正に行われているかを定期的に確認とあるんですけれども、これはどんなふうにするのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【生涯学習コミュニティ課長】個人情報保護の確認シートにつきましては、区の協働事業提案制度を受けている団体用に既に確認シートというものがございます。それに基づきましてチェックして、それで確認をしたいというふうに考えてございます。

【会 長】内容はどんなことを確認、事項は。

【生涯学習コミュニティ課長】まず、体制といたしましては、責任者を定めて、区に報告しているかどうか、個人情報保護の取扱者の範囲を明確にしているかどうか、またセキュリティーに関する研修を行っているかどうかですとか、鍵のかかるキャビネットにちゃんと保管しているかどうかですとか、個人情報取扱者はほかの人が情報を見たり聞いたりすることがないように注意を払っているかどうかですとか、業務遂行以外の目的で個人情報を利用しないですとか、例えば電子メールを一斉に送信する際はbccをちゃんと徹底しているかどうかというような内容でございます。

【会 長】ついでに事務局にお尋ねするんですが、この確認シートというのは、委託業務の場合は全てこの確認シートというのを徴取しているのでしょうか。

ご説明ください。

【区政情報課長】全て均一にはつけてございません。

【会 長】 どういう場合につけるのですか。

【区政情報課長】 これは、地域文化部のほうで協働提案事業を行うに当たって特別に作ったものでございます。協働提案の受託事業を実施する際の個別ということでございます。せっかくいいものであれば全庁的に波及していくということも十分に考えてまいりたいと思います。

【会 長】 ご検討くださいということに、きょうのところはしておきましょうか。

本件のほうに戻りますけれども、ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告ですので、了承ということで終了といたします。どうもありがとうございました。確認シートというのは参考になりました。ありがとうございました。

次は、資料10、特別区民税・都民税催告書（普通徴収分）に係る封入封緘業務の委託についてであります。

それでは、ご説明をお願いします。

【税務課長】 それでは、ご説明します。

ご説明の前に、会長並びに各委員にはおわびを申し上げさせていただきます。

実は、この事業ですけれども、平成22年10月から実は委託を開始している事業でございます。本来ですと、個人情報を取り扱われているため、本審議会に報告を行うべきだったところでございます。

今年度に入りまして、担当職員が個人情報の重要性に鑑みまして、再調査を全件にかけましたところ、本件が報告されていないということがわかりましたので、今回、報告させていただくものでございます。今後、このようなことがないように再発防止に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、特別区民税・都民税催告書（普通徴収分）に係る封入封緘業務の委託について、ご報告をさせていただきます。

初めに、事業の概要についてご説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

事業名、担当課、目的及び対象者についてはご覧のとおりでございます。

事業内容につきましては、1の業務概要の記載のとおり、特別区民税・都民税の現年分及び滞納繰越分の滞納者への催告書の送付でございます。各回の送付物の内容の内訳や平成27年度の予定、26年度の実績については、2の封入封緘等業務量の表のとおりでございます。なお、（1）の平成27年度実績及び予定のうち、6月19日送付分の実績が出ておりますので、ご報告を申し上げます。3枚ものは6,352件でございます。4枚ものが1,814件でございます。5枚ものが618件ございました。

次に、3ページをご覧ください。別紙の内容についてご説明をいたします。

保有課、登録業務の名称につきましては、ご覧のとおりでございます。

委託先は、指名競争入札によりまして委託業者を選定しております。今年度はご覧のとおり
の業者と契約しております。なお、同社はプライバシーマークを取得済みでございます。委託
に伴い、事業者処理させる情報項目についてはご覧のとおりでございます。処理させる情報
項目の記録媒体は紙のみでございます。

続いて、委託理由についてでございます。特別区民税・都民税（普通徴収分）の封入封緘に
ついては職員の手作業で行っていたわけでございますけれども、膨大な件数であることから、
職員が徴収業務に専念することができるようにするとともに、迅速かつ的確な専門業者による
封入封緘作業を行うため、委託を行ったものでございます。

委託の内容につきましては、初めに、業者は催告書封入用の窓あき封筒を作成しまして、区
から連続した状態の催告書及びお知らせのチラシ、これを受け取りまして、業者は催告書を裁
断しまして、指定箇所での折込みをして、折込みをした催告書とお知らせをセットで封入封緘し
まして、区へ納品することになっております。なお、個人情報を含む催告書の一覧表やデータ
等は一切業者へ提供しておりません。

委託の開始時期及び期限につきましては、今年度は平成27年4月1日から平成28年1月22日の
期間で契約を締結しております。来年度以降も同時期で契約を行う予定でございます。なお、
本件委託につきましては、平成22年10月7日付で契約締結し、同年11月17日に第1回目の催告
書の引渡しをしまして、以降、継続的に単年度契約に基づいて行っているところでござい
ます。

委託に当たり区が行う情報保護対策は、1の、契約に当たり別紙特記事項を付すこと、それ
から2の、区職員が必要に応じて立入検査を実施する、この2点でございます。立入検査につ
きましては、平成26年8月27日に実施しておりまして、契約担当者と催告書の実務担当者の2
名で、個人情報保護に対する十分な対策がされていることを確認しているところでござい
ます。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、ご覧のとおりでございます。全ての項
目について業者が遵守していることを、職員が視察等により確認しているところでござい
ます。

以上で、特別区民税・都民税（普通徴収分）に係る封入封緘業務の委託についての報告を終
わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会 長】ご質問どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】平成22年から契約を行っているというお話でしたけれど、当初からこのJ P ビズ

メール株式会社さんと契約をされたということですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】競争入札で契約をしております。22年度から申し上げますと、当初は別の会社でございまして、イムラ封筒、それから平成23年、24年度には東京ラインプリンター、それから25年度は今年と一緒のJ P ビズメール、26年度は日本通信紙ということで、業者はその都度変わっているような状況でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、これまでほかの業者がやってきた22年以降、昨年までの個人情報保護の管理状態、それについてはしっかり確認をされてきたという理解でよろしいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】26年度からの情報がございすけれども、25年11月、それから26年8月、それ以前も実際に現場に立ち入って監査をしているところでございます。全て良好に業務をしていただいていうことを確認してございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】特記事項という紙がありますけれども、これは22年以降、同じものを使っているってことよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】そのとおりでございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

林委員。

【林委員】立入りというか、この会社の状況が、要するに財務内容がどうなのかとか、そういうところを見ていないと、結局はこれは犯罪につながるんですけども。

そういうような場合、万一漏えいだとか、その他のいろいろな問題が起こった場合に、区としては、これを選定した方々としては、一応この業者に対して何か厳罰にあるいは罰則規定か何かあるんですか。結論としては、罰則があるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】所管である税務課として罰則があるかというのと、そこでは罰則はございませんけれども、区として担当するところは契約管財課になりますけれども、指名業者選定をある一定の期間排除するとか、そういった規定がございます。

【会 長】この会社について、何か今まで実績があるとか、何かちょっと皆さんが納得できるような何か説明してくれませんか、この会社、委託先ですね。

ご説明ください。

【税務課長】JPビズメールにつきましては、契約管財課を通して優良企業ということでリストアップをしていただいていますので、それに則って区として契約をさせていただいているものでございます。

【会 長】わかりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】ちょっと二、三お聞きします。

封入する件数も非常に膨大ですし、また滞納額という非常に機密性の高い個人情報ですので、本当に慎重を期していただきたいと思うんですが、その上で、まず1点、委託内容の3番で、「催告書を裁断し、指定箇所を折る」ということは、催告書というのがつながっていて、それを業者に裁断させているんですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】催告書は、宛名部分とそれから領収書部分と、それから済通と言われる部分と、それからもう一つ、銀行等で預かる原符の部分がございまして、そのところを氏名の送付の部分と半分に折返しをするところと折込みの部分でございまして、その上下にそれぞれ個人がばらばらにぶら下がっている形になりますので、例えば1枚の大きな紙に対しては、4件ほどの個人情報がばらばらにある場合がありますので、それぞれ個人ごとに裁断をした後に折込みをすると、そういうような作業になっております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】かなり大変な作業だと思うんですね。それと、この最後の事業受託者に行わせる情報保護対策の5番なんですけど、さっき言った裁断する前に、催告書を渡す際に、そういうきちんと何枚渡しましたよと、そういう受取りをきちっと毎回やっているという、そういう理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】受取りは毎回紙でやっておりますし、全件区役所に返送させていただいていますので、そこでまた確認をしているという状況でございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】この指定箇所というのは、区役所の外、これも情報になるんだろうと思うけれども、持って行って、そこで受け取って、その業者が作業をすると。その業者が郵便局にまとめて持っていくと、そんな感じなんですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】今、委員がおっしゃったところで違う部分だけ申し上げますと、区役所に納品がありますので、区役所のほうで郵便局のほうへ持ち込むという、そういう形になっております。そこで全件が確認できるということになっています。

【会 長】どうぞ。

【佐藤委員】最後にします。皆さんからも出ているように、平成22年からこれだけのことをやっていたのに報告がなかったことに対して、ちょっと不安というか、それがあったかと思うんですけども、何せ私も議会で質問いたしましたけれども、相当な封入作業だと思うんですよ。それを委託して、本来の業務に職員がつくこと自身は僕は非常にいいことだと思いますので、その辺の取扱いはちょっと厳重にさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

【会 長】わかりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということにいたします。

それでは、次、資料11、行方不明・身元不明認知症高齢者等情報の東京都等への外部提供についてであります。

それでは、ご説明ください。

【高齢者福祉課長】高齢者福祉課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、件名、行方不明・身元不明認知症高齢者等情報の東京都等への外部提供について、ご説明をいたします。

まず初めに、説明に入ります前に、お手元の資料の訂正をお願いいたします。

資料11、諮問・報告事項の条例の根拠の部分でございますが、まず、諮問につきましては、第12条第2項第4号の外部提供となります。また、報告につきましては、第12条第5項（緊急の理由に基づき外部提供したとき）ということでの訂正を、よろしくお願ひいたします。

また、資料11の1、平成27年度第1回個人情報保護審議会報告案件一覧（外部提供）、このA4横の表でございますが、この表のうち右から3番目の枠、外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体の部分でございますが、こちらの枠内全て「電磁的媒体」と記載がございます

が、恐れ入りますが、「紙及び電磁的媒体」、全ての項目についてそのように修正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、説明に入らせていただきます。

初めに、個人情報保護条例第12条第5項の緊急の理由に基づき外部提供したときに基づく報告につきまして、先にご説明をさせていただきます。資料11の1、平成27年度第1回個人情報保護審議会報告案件一覧（外部提供）資料をご覧ください。

高齢者福祉課では、東京都が行方不明高齢者等情報提供依頼事業を開始いたしました平成22年度から、認知症等の徘徊などにより高齢者が行方不明になった場合、ご家族等の同意のもとに本人の情報を聞き取った上で、東京都に他自治体に対しその情報の提供を依頼してまいりました。ご家族の同意があることから、特に個人情報保護審議会に諮るべきものとの認識をしておりましたが、今回、区政情報課のほうから、これにつきましては報告が必要だとの指摘を受けまして、遅くなって申し訳ございませんが、本課がこれまでに東京都等へ外部提供いたしました案件につきまして、改めてご報告を申し上げます。

これまで、東京都に外部提供いたしましたものにつきましては、お手元の資料のとおりでございますが、この間、提供した件数につきましては、東京都が事業を開始いたしました平成22年度につきましては提供した情報はなく、23年度から26年度までの4年間で、行方不明認知症高齢者が1番から7番までの7名分、そして身元不明高齢者が8番の1件、1名分の、計8件となっております。

なお、この行方不明・身元不明認知症高齢者等情報の東京都等への外部提供につきましては、今年度以降も継続して行っていく関係から、今回、改めて個人情報保護審議会に諮問させていただくものでございます。ご報告が漏れてしまい、まことに申し訳ありませんでした。

それでは、本文のほうの説明に入らせていただきます。

まず、条例の根拠といたしましては、先ほど訂正をさせていただきました個人情報保護条例第12条第2項第4号に基づく外部提供に関する諮問でございます。

ページをおめくりいただきまして、事業の概要でございます。

まず、本事業は、認知症及びその疑いがある高齢者、これは認知症高齢者等という等がつけて表現をしておりますが、そういった高齢者が徘徊等により行方不明になったり、身元不明で保護された場合に、その事態の早期解決を図ることを目的としております。対象者につきましては、行方不明・身元不明の高齢者等になります。

次に、事業内容についてですが、区では高齢者総合相談センターを設置いたしました平成18

年度から、行方不明・身元不明高齢者の対応につきましては総合相談業務に位置づけて、徘徊する認知症高齢者等への取組みを行ってきているものでございます。

続きまして、別紙のほうをご覧ください。

まず、登録業務の名称でございますが、高齢者総合相談センター設置に伴う相談及び申請受付でございます。登録業務の目的は、行方不明・身元不明高齢者等の早期発見、支援となります。外部提供の相手方は、東京都保健福祉局及び都内の区市町村と、都と合意している他都道府県となります。

外部提供を行う個人情報の項目ですが、行方不明者に係るものとしたしましては、氏名、性別、生年月日、住所のほかに、身体的な特徴や服装、認知症の有無などの記載の項目でございます。また、身元不明者に係るものとしたしましては、氏名、性別、生年月日のほか、保護日時や場所及び状況と、先ほどの行方不明者と同じく、身体的な特徴や服装、持物などとなります。

記録媒体につきましては、紙及び電磁的媒体となります。情報の保護対策でございますが、区からの情報提供は、行方不明・身元不明高齢者等の生命、身体の保護のため緊急に必要があると認められるときに限定し、情報につきましてはパスワードを設定し、管理をいたします。また、東京都におきましても、区から提供されたデータにはパスワードをつけ管理し、紙による提供の場合も施錠できる金庫に保管をしてもらうものでございます。

外部提供の時期につきましては、行方不明高齢者の搜索又は身元不明高齢者の照会を東京都に依頼するときとなります。

なお、本日は、参考までに資料11-2及び11-3で、東京都の本事業に関する実施要綱及び要領をおつけしておりますので、ご参考ください。

説明のほうは以上となります。

【会長】何かご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、過去分については報告を了承して、今後のものについては諮問として承認ということで、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】本件は、それをもって終了といたします。ご苦労さまでした。

じゃ、資料9に戻ります。介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修の実施に係る委託についてであります。

【健康推進課長】健康推進課長、中川でございます。よろしく申し上げます。

資料9をご覧いただきたいんですが、件名が、介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修の実施に係る委託についてでございます、業務委託のご報告になります。

ページをめくっていただきまして、事業の概要です。

詳細は記載のとおりですが、わかりやすく申し上げますと、区内の福祉系のヘルパーが、この介護小規模多機能型居宅介護というのは平成24年に新しくできたサービスなんです、医療的な要素、ケアが必要な施設なんです、福祉系の職員が医療的なケアを勉強する、実習をする場として委託をするというものでございまして、1回当たり1人延べ2日間、上落合にあります「わいは」という施設に委託しまして、医療的ケアの実習を行うものでございます。

3ページをご覧いただきたいのですが、委託先につきましては株式会社リーブというところで、この「わいは」を運営しているところでございます。

委託に伴い処理させる情報項目でございますけれども、委託先が受け入れる研修受講者の氏名、職業、勤務先、勤務先の電話番号、FAX番号、実務経験年数などがございます。処理させる情報項目の媒体は紙でございます。本人が区に、まず実習をしたいということで、申込書が区に送られます。区で受けた申込書を郵送によりまして「わいは」に、この実習生が行くのでよろしくということで、個人情報収集されるということになります。

委託理由につきましては記載のとおりでございます。それから、委託の内容は、2日間、先ほど申し上げました実習を行うものでございまして、今年度から以降継続ということの期間でやらせていただければと思います。

それから、委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございますが、別紙でございます特記事項を付すほか、区職員が必要に応じて立入検査を実施します。それから、受託事業者に行わせる情報保護対策としまして、特記事項の遵守、それから情報につきましては、施錠できるキャビネットに保管させます。それから、業務終了後、先ほど申し上げました受講者の情報については、区にそのまま返させるということで、残させないという措置を講ずるものでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、報告事項ということで、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、本件は了承で終了いたします。

資料12、平成26年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてであります。

す。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【区政情報課長】区政情報課長です。

毎年6月末日までに運用状況の公表といったことが義務づけられてございますので、今日、審議会のほうにご報告させていただいて、25日、明日、広報で、区民の皆様にはお知らせする段取りになってございますので、ぜひこの部分だけはやらせていただければと思います。すみません。

前回とちょっと変えたところは、例えば個人情報業務登録など、これまで全件を掲載していましたが、増減があった部分を今回抜粋をしてお載せするような形で、紙が百五、六十ページあったものを少し省力化をさせていただきました。そういった点で、ざっと通しでご説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページをお開きいただきまして、1番が公文書公開請求等の状況でございます。枠の左下、合計欄のほうをご覧くださいますとおり、26年度は274件、前年度比37件の増といった形でございます。公開決定等の件数の中、右側26年度の未決定・取下げでございますが、4件、これは全て取下げといった状況でございます。

個別の内訳につきましては27ページまで、個々に請求を受けた案件、それから結果といったものを記載をしておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、28ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、個人情報保護条例に基づく自己情報開示請求の状況でございます。左下囲みの合計欄をご覧くださいますと、26年度146件、前年度比38件の増といった状況でございます。昨今は、ご本人、自分の戸籍や住民票が誰かにとられていないかどうかといった心配で、ご請求いただく案件がここ2年ばかり増えてきておりまして、昨年度につきましても、その辺の状況が少し顕著に出ているのかなといった状況で分析しております。

次に、36ページをお開きいただけますでしょうか。36ページにつきましては、自己情報の訂正請求です。これは従来からずっと出てございませんでしたが、昨年度1件出てまいりまして、この案件については最終的に却下ということ、理由なしということで、訂正はさせていただかずにご本人には決定を出したところ、異議申し立てが上がってきたといった案件ではございましたが、ご自分がいろいろと、ご本人の都合でこう直したいといったことで、正当な理由なしといった判断でございました。

それから、37ページには、個人情報の業務登録の状況が記載されてございます。ご覧いただ

きますとおり、26年度末で2,273、前年度と比較して13件の増といったことで、微増といった状況でございます。

続きまして、44ページをご覧いただけますでしょうか。44ページは、個人情報ファイル登録の状況でございます。先ほど、こちらご紹介したとおり、新たに登録をしたファイルと削除したファイルを中心に掲載をさせていただいております。件数につきましては、26年度末で449件、前年度比46件の減です。

次、49ページをご覧いただけますでしょうか。これは業務委託の状況でございます。合計欄、ご覧いただきますとおり、26年度末で371件、前年度比増減は1件といった状況でございます。ここも新たに業務委託を行ったもの、それからやめたものを中心に掲載をさせていただきました。

続きまして、55ページをお開きいただけますでしょうか。今日、差しかえをお願いしたものでございます。ご覧いただきますとおり、目的外利用の利用件数のほうでございますが、26年度は26件、前年度対比では15件の増といったことでございます。新たに目的外利用を行った内訳は、60ページまでに記載をさせていただきました。それと、終了した事業をここに掲載してございます。

それから、61ページが外部提供の状況でございます。外部提供につきましては、26年度末47件、前年度が27件でございますので、20件の増といった状況でございます。62ページ、63ページをご覧いただきますと、12番から15番、それから18番、19番といった警察への提供、その後も随時警察への提供がございましたが、この辺が増減の要因といった状況でございました。

67ページをお開きいただけますでしょうか。これは本人外収集の状況でございます。本人外収集につきましては、26年度2件、前年度対比では1件の増ということで、新たに行ったものとしましては、総務課が行った臨時福祉給付金の関係でございました。

続きまして、68ページ、69ページをご覧いただけますでしょうか。電子計算機の外部結合の状況でございます。26年度末で29件、前年度比6件の増でございます。内訳は、それ以降69ページまでに記載がございます。

それから、71ページをご覧いただけますでしょうか。指定管理の状況でございます。26年度末で91件、25年度末が85件でしたので6件の増、新たに6件の指定をしたものでございます。新たな指定は（2）のとおりでございます。

73ページをご覧いただけますでしょうか。実習生の状況ということで、今回からいわゆる実習生の受け入れ数も記載をさせていただくことにしました。26年度は26件、547名でございます。

した。25年度は28件、616名ということで、前年度より件数も人数も若干減といった状況でございます。

次に、77ページをご覧くださいませでしょうか。個人情報を取り扱う事務の派遣労働の受け入れ状況でございます。ここも同様に人数を、今回、表の中に落とし込みをさせていただきました。26年度16件、83名、25年度末が12件、61名といった状況でございます。若干増えているといった状況でございます。新規の分については（2）のところに記載をさせていただいております。1ページおめくりいただいた（3）では、こちらは終了したものを記載をさせていただきました。

79ページは、異議申し立ての処理の状況です。昨年度5件、現在審査中のものが、失礼いたしました、これは年度を明けて終わってございますが、年度末現在では終わっていないということで、教育委員会の情報公開、審査中という表記でございますが、5件、一応審査会のほうでは全て案件の処理は終了してございます。今回、一番最後の部分公開決定も、妥当といった形で結論づけをさせていただいております。

最後、80ページをご覧くださいませでしょうか。これは消費生活センターで受けております民間の事業者が取り扱う個人情報に対する苦情処理といったことで、今回、合計3件といったことでした。昨年は五、六件ぐらいありましたので、少し状況は落ちついているのかと。今後、特定個人情報の関係がありますので、どういう形に今後なっていくのか、民間まで広がった場合はまた増えるかもしれませんが、当面は、現在、落ちついているといった状況でございます。昨年度は、オプトアウト違反なんか結構多かったですけれども、ことしはゼロ件、26年度はゼロ件といった状況でございます。

大変駆け足でご説明をさせていただきました。一番最後に、防犯カメラの状況を今回から新たにつけ加えてございますので、ここに記載のとおり、実施機関の防犯カメラの設置件数、要綱等で何回か付議をさせていただいておりますが、台数をきちっと明示しますということでご回答をさせていただいておりますので、記載をさせていただいております。26年度末で756台の防犯カメラが区の設置施設等に設置されているといった状況でございます。前年度は734件ということで、合計22台の増といった状況でございます。

以上で説明を終わります。

【会 長】ありがとうございました。

この後の審議は、もう4時になりましたので、きょうの予定は4時終了ということにしておりますので、この議題をもって本日は終了ということで、事務局のほうもよろしゅうございま

すか。

それでは、本日の諮問事項と報告事項については、これもちまして終了とさせていただきます。

それでは、事務局のほうから、その他についてご発言がありましたら、どうぞ。

【区政情報課長】次回の予定でございます。次回、7月13日でございます。月曜日午後2時から第3委員会室、同じ場所でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】皆さん、ご協力お願いします。

これもちまして、本日は終了ということで、長時間どうもご苦労さまでした。

午後 4時05分閉会